

【住宅省エネラベル・フラット 35S】  
住宅事業建築主基準への適合性評価  
申請の手引き



住宅省エネラベル

戸建

総合省エネ基準：適

断熱性能基準：適

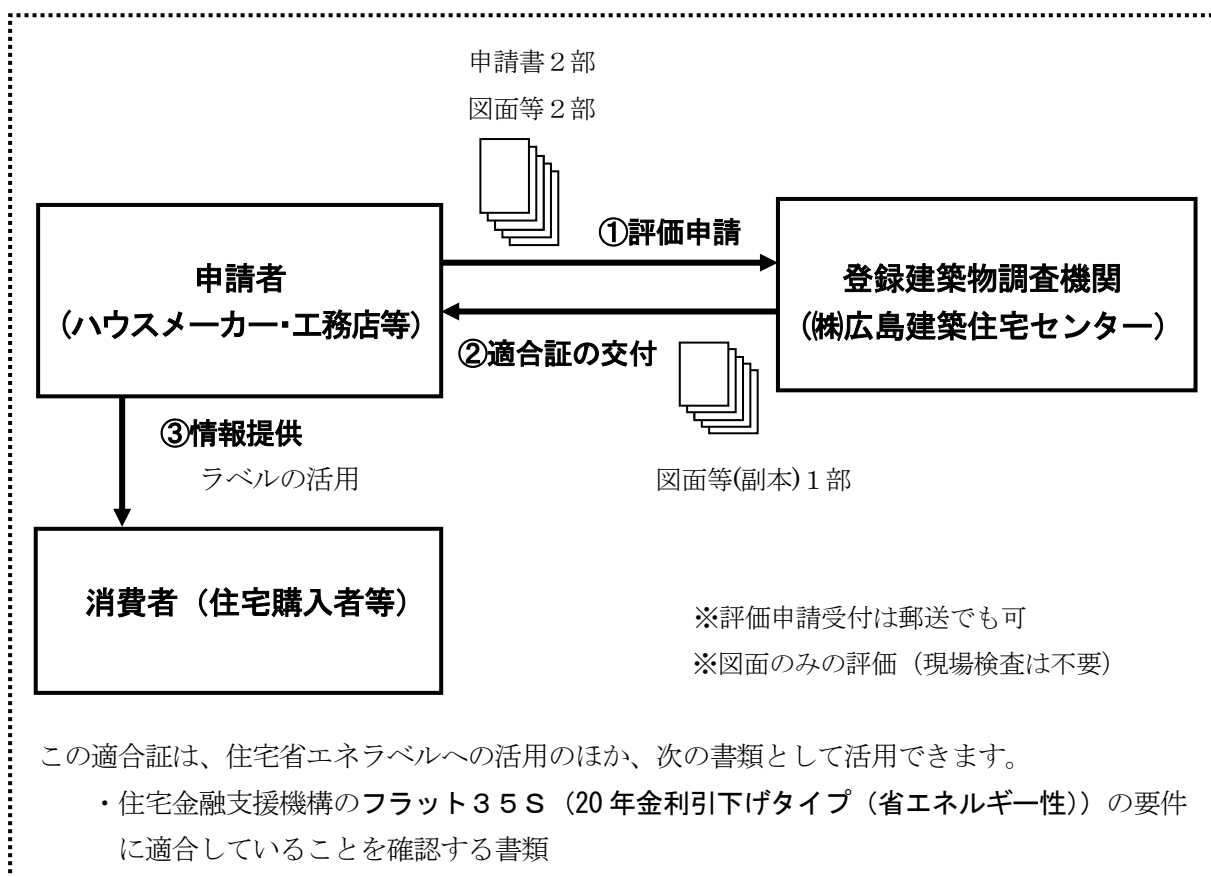
登録建築物調査機関評価／平成 年度

平成23年8月

登録建築物調査機関

(株) 広島建築住宅センター

## □ 評価業務の基本フロー



## □ 問合せ先

### 登録建築物調査機関

#### (株) 広島建築住宅センター

##### 【本社】

〒730-0013 広島市中区八丁堀 15-10

電話：082-228-2220 FAX：082-228-2231

E-mail：[info@hkjc.co.jp](mailto:info@hkjc.co.jp)

##### 【福山営業所】

〒720-0034 福山市若松町 8-22

電話：084-828-3979 FAX：084-928-3974

E-mail：[fukuyama@hkjc.co.jp](mailto:fukuyama@hkjc.co.jp)

## 1 申請の受付

### (1) 評価対象住宅

評価の対象となる住宅は、住宅事業建築主の判断の基準で規定している**一戸建ての新築住宅**(未入居であり、工事完了後1年未満のもの)のみです。したがって、例えば次のような住宅については評価できません。

【評価できない住宅の例】

共同住宅（分譲マンション・賃貸アパート等）	連続建て（長屋建て）住宅
重ね建（重層長屋）住宅	店舗併用住宅

### (2) 申請時期

特設の制限は行わず、計画段階・設計段階・工事中・竣工後のいつでも申請は可能であることとします。ただし、竣工物件については、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもので、かつ、まだ人の居住の用に供していないものであれば、申請は可能です。

また、申請に必要な書類については、申請時点で決定している内容に基づく必要があります。

【例】

計画段階では、エアコンが未定	→ 未定であるものとして申請・評価
工事中にエアコンの機種が決定	→ 決定したエアコンの機種・性能に基づき申請・評価

### (3) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。なお、申請書類は郵送等でも受け付けます。

- ① **住宅事業建築主基準に係る適合証交付申請書（別記様式1号）** **2部**
- ② **基準達成率算定シート** **2部**
  - ・ 「**基準達成率算定シート（住宅事業建築主判断基準への適合性評価）**」（申請用様式1）  
当センターに常備、Eメールでの配信も可能（※今後、一部見直しを行う予定）一次エネルギー消費量の算出にあたって用いた書類・計算書等が他にあれば、それらを含めて添付してください。
  - ・ 算定用 Web プログラムを使用した場合は、基準達成率算定シートに代えて「報告様式」を提出してください。
- ③ **設計内容説明書** **2部**
  - ・ 「**設計内容説明書【断熱性能】（住宅事業建築主判断基準への適合性評価）**」（申請用様式2）
  - ・ 壁、床、開口部等の断熱性能に係る仕様が分かる他の書類（例 住宅性能評価における「設計内容説明書」）でも可能
- ④ **設計図書** **各2部**
  - 仕様書
  - 各階平面図
  - 立面図
  - 断面図又は矩計図
  - 各部詳細図（建具表・各種設備設計図等）
  - 計算書（熱損失係数計算を行った場合にはその計算書等）
  - その他、性能を確認するために必要となる図面

- ⑤ **設備機器に係る書類**                      **各2部**
  - ・ 一次エネルギー消費量の算出根拠とした設備機器の性能・仕様が特定できる書類  
(設備機器の仕様書やパンフレットの写しなど)
- ⑥ **外壁・窓等の省エネ性能に係る書類（図面以外にある場合に限る）**                      **2部**
  - ・ 住宅品質確保法に基づく登録住宅性能評価機関が発行した申請住宅に対する「設計住宅性能評価書」の写し
  - ・ 申請住宅がフラット 35 S(省エネルギー)技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構「フラット 35」に係る適合証明検査機関が、設計検査で確認を行ったことがわかる書類
  - ・ 住宅品質確保法に基づく登録住宅型式性能認定等機関が発行した「住宅型式性能認定書」の写し
- ⑦ **その他、性能を確認するために必要な書類**                      **2部**

## 2 申請書類の審査

申請者より、1に基づき書類を受理した後、次の要領で審査を行う。

### (1) 外壁・窓等の省エネ性能に係る審査

申請住宅が現行の住宅に係る省エネ判断基準(次の告示のいずれか)に適合しているか否かを審査します。

#### 【住宅に係る省エネ判断基準】

- 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号)
- 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 18 年国土交通省告示第 378 号)

なお、住宅品質確保法に基づく住宅性能表示制度における「省エネルギー対策等級 4」の審査と同一であることから、次の資料を基に審査を行うこととします。

- ・ 日本住宅性能表示基準・評価方法基準 技術解説 2010 (発行：工学図書)
- ・ 住宅性能評価マニュアル 2010 (発行：サンパトナーズ株式会社)
- ・ 住宅の省エネルギー基準の解説 (発行：(財)建築環境・省エネルギー機構)
- ・ 住宅事業建築主の判断の基準ガイドブック (発行：(財)建築環境・省エネルギー機構)

また、あらかじめ申請住宅が、住宅性能表示における「省エネルギー対策等級 4」であることが、次により明らかである場合には、外壁・窓等の省エネ性能に係る審査は省略できます。

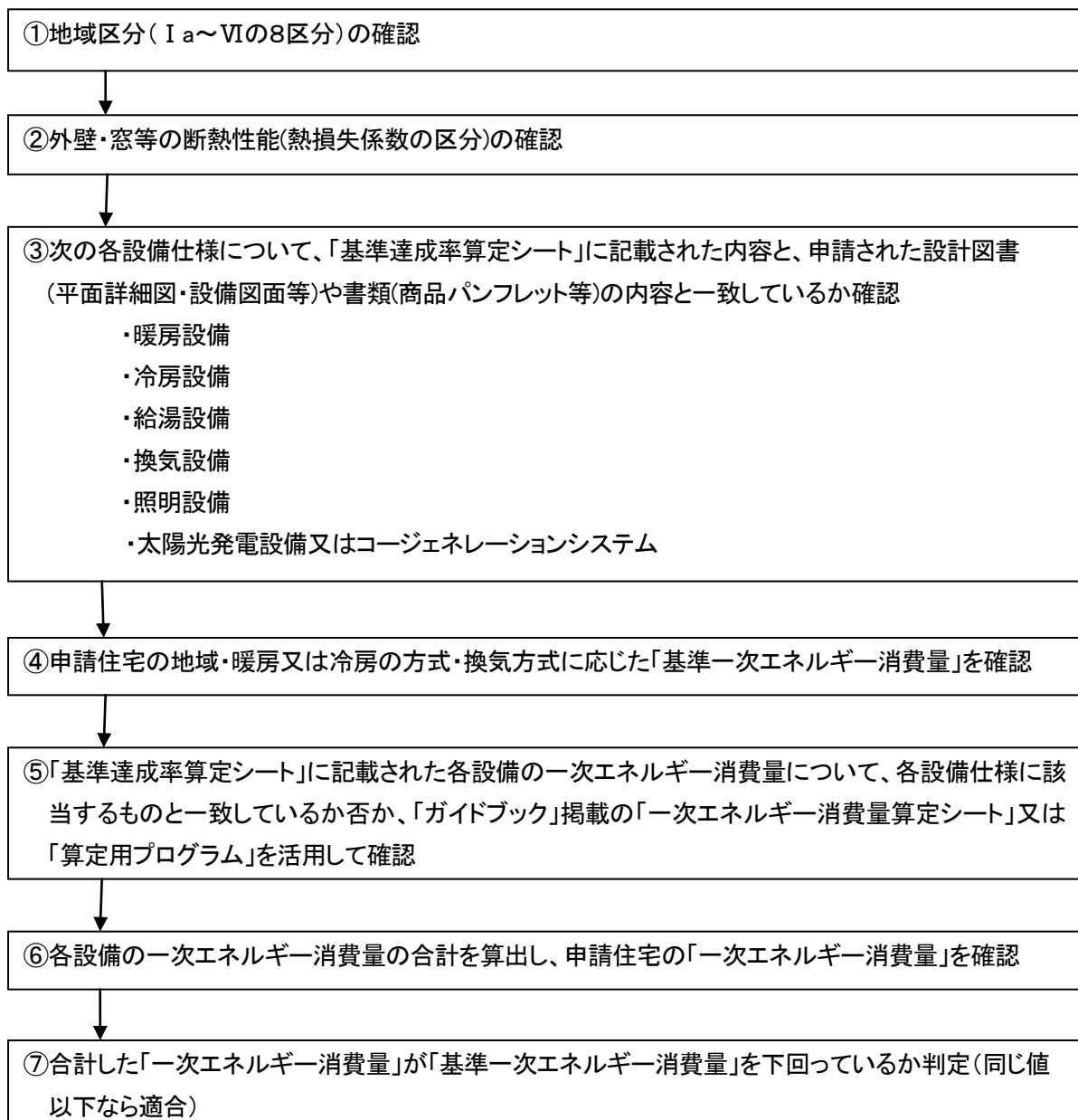
- ・ 住宅品質確保法に基づく登録住宅性能評価機関(株) 広島建築住宅センター等)が発行した申請住宅に対する「設計住宅性能評価書」において「等級 4」と評価されている場合(写しの添付)

- ・申請住宅がフラット 35 S(省エネルギー)技術基準 (=省エネルギー対策等級 4) に適合していることについて、住宅金融支援機構「フラット 35」に係る適合証明検査機関(株) 広島建築住宅センター等)が、設計検査で確認を行っている場合(関係書類の添付)
- ・住宅品質確保法に基づく登録住宅型式性能認定等機関が発行した「住宅型式性能認定書」において「等級 4」であることが確認できる場合(写しの添付)

## (2) 総合的な省エネ性能(一次エネルギー消費量)に係る審査

(1)により、外壁・窓等の省エネルギー性能(省エネ判断基準への適合)について審査を行った上で、一次エネルギー消費量に関する基準(住宅事業建築主の判断の基準)への適合性を審査します。

審査は申請書類の一つである「基準達成率算定シート」の内容について「ガイドブック」に基づきその適合性について判断しますが、基本的な手順は次のとおりです。



### (3) 適合証の交付

(1)、(2)の審査により、申請住宅が住宅事業建築主の判断の基準に適合しているものと判定された場合、申請者に対して、

- ① 総合省エネ基準(住宅事業建築主の判断の基準)に適合し、かつ、断熱性能基準(省エネ判断基準)に適合する場合
- ② 総合省エネ基準(住宅事業建築主の判断の基準)に適合するが、断熱性能基準(省エネ判断基準)には適合しない場合

のいずれかを明示した「住宅事業建築主基準に係る適合証」を交付します。

なお、その際には、申請された図面類も副本として添付します。(適合証の内容については、申請された図面・書類の内容に基づくものであることを明確にしておくため)

### (4) 住宅省エネラベル(登録建築物調査機関による第三者評価)の見方

- ① 総合省エネ基準(住宅事業建築主の判断の基準)に適合し、かつ、断熱性能基準(省エネ判断基準)に適合する場合



- ② 総合省エネ基準(住宅事業建築主の判断の基準)に適合するが、断熱性能基準(省エネ判断基準)には適合しない場合



※ 適合証番号を、適合証番号欄に記入するなど、住宅省エネラベルとセットで表示するようお願いします。

※ 住宅省エネラベルのダウンロード先

[http://www.milt.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_housetk4\\_000011.html](http://www.milt.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_housetk4_000011.html)

### 3 評価業務手数料

当センターにおける住宅事業建築主の判断の基準への適合性に関する評価業務の料金は、次の表のとおりです。

評価業務料金		(単位：円)
書 別	料 金	備 考
住宅事業建築主基準	18,000円	ただし、熱損失計算による場合は、左記金額に10,000円を追加
住宅事業建築主基準において省エネ基準省略の場合(※)	8,000円	

※印は、下記の書類が申請書に添付されていて断熱性能の評価が可能なものを指します。

- ① 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関より発行した申請住宅に対する「設計住宅性能評価書」の写し
- ② 申請住宅が財団法人住宅金融支援機構の「フラット35S」に定める省エネルギー基準に適合していることについて適合証明機関が、設計検査で確認を行っていることが判る書類
- ③ 住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく登録住宅型式性能認定等機関が発行した「住宅型式性能認定書」の写し

### 4 その他

#### (1) 現場検査について

本評価業務はあくまで、設計・計画の評価を行うものであり、申請住宅の建設現場に赴いての確認等はいりません。

#### (2) 適合証交付後の計画変更について

適合証が交付された後に、設置する設備機器を変更した等の計画変更があった場合で、申請者が計画後の変更に基づく適合証交付の申請を行った場合には、当初と同様の審査を行うこととし、あらためて適合証を交付(計画変更後の図面を副本として添えた上で)することとします。